

茨木市子ども・若者自立支援センター業務仕様書（案）

本市（以下「委託者」という。）が委託する茨木市子ども・若者自立支援センター業務（以下「委託業務」という。）の仕様は、次のとおりとする。

- 1 業務名 茨木市子ども・若者自立支援センター業務
- 2 業務期間 平成31（2019）年6月10日から平成32（2020）年3月31日まで
- 3 業務の目的
広義のひきこもり群は大阪府内で約3.8万人（内閣府調査による出現率1.57%を根拠に推計）とされ、茨木市においても相当程度の存在が想定される。ひきこもり状態により、本人や家族が長期間苦しむことと、将来的には生活保護費などが増大する恐れがあり、社会的負担の軽減のためにも早期の支援が必要となるため。
- 4 実施体制
 - (1) 開設日・時間
子ども・若者自立支援センターの開設日は、週5日（年末年始は除く）とし、開設時間は、1日につき7時間とする。
 - (2) 従事者の体制
相談支援の経験を有する者を3人配置（うち1人は専任）すること。
なお、原則、業務委託期間中は、同一の者を配置することとするが、変更する場合には、協議を要するものとする。
- 5 業務内容
 - (1) 電話・来所による相談受付
対象となる子ども・若者の家族からの相談を受け、現状を整理したうえで、本人との面談につなげる。また、対象者の中には、発達障害や精神疾患の症状のある人が相当数いると見られることから、本人の状況に応じて適切な支援機関へ誘導する。さらに、本人及び家族の相談内容に応じて、ユースプラザ等の適切な機関へ誘導を行う。
 - (2) 訪問支援（アウトリーチ型支援）
不登校やひきこもりの支援では、当事者が相談や治療場面に出席することが難しい場合が多いこと、あるいは相談や受診に踏み切れない当事者に対する一歩踏み込んだ介入が必要な場合があることから、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行う。
 - (3) 居場所（生活支援の場）の設置
起床や定時通所の促し、適切な身だしなみに関する助言・指導等、適切

な生活習慣の形成を促すなど日常生活の自立に関する支援、また外出支援、生活機能訓練、コミュニケーション支援や様々な体験活動を通じ、集団での活動や社会的自立に向けた準備を行う。さらに、本人の状態に応じて、ユースプラザ等の適切な機関へ誘導を行う。

(4) 同行支援

生活支援を経た者やニート状態等の子ども・若者の職業体験の支援や同行支援等を行う。

(5) 不登校・中退予防支援

中途退学後のひきこもりや不登校など社会的孤立状態の長期化を防ぐため、市内の中学校や高校と連携し、相談窓口へ早期に誘導する。

(6) 関係機関との連携・企業等との調整

茨木市子ども・若者支援地域協議会の構成機関をはじめ、CSW、SSW、民生委員・児童委員、主任児童委員、茨木市要保護児童対策地域協議会、委託障害者相談支援事業所、地域の企業等と連携し、地域特有の課題や問題を把握し、問題解決に向けた対策を継続的に協議する。

(7) 茨木市子ども・若者支援地域協議会の指定支援機関としての役割

指定支援機関は、茨木市子ども・若者支援地域協議会において行われる支援の全般について、調整機関と連携しながら、主導的な役割を担う。

(8) 子ども・若者自立支援に関連する情報収集

他の法人等の取組状況や関連分野における情報等を収集する。

6 実施方法

(1) 実施場所

受託者は、市内において業務実施場所を確保すること。

(2) 支援対象者

茨木市に居住するおおむね15歳以上40歳未満のひきこもり、ニート又は不登校等の生きづらさを抱える子ども・若者とその家族とする。

(3) 利用料

利用料を無料とすること。ただし、実費については、徴収可とする。

7 報告等について

(1) 事業の実施状況の確認のため、茨木市子ども・若者自立支援センター業務にあつては、実績報告書に、従事者の出勤簿の写し、月次報告書を添付して、毎月委託者へ提出すること。

(2) 委託者は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるので、協力すること。

(3) 事業の実施にあつては、委託者と必要な連携を図るとともに、協議を行いながら真摯に履行すること。また、別途、委託者が指示する会議等に出席すること。

(4) 業務実施期間中において、支援対象者及び支援員に事故等があった場合には、受託者の責任において対応するものとし、併せて直ちに委託者に報告

すること。

8 経費等

本事業の実施に必要なものは、受託者の負担とする。ただし、業務実施場所使用料及び光熱水費相当額は、月額10万円を上限として、委託者が負担する。

9 秘密の保持・情報提供及び個人情報の取扱い

受託者は、委託業務で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

なお、委託業務終了後も同様とする。

10 再委任の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第3者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

11 その他

本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議し、その指示に従うものとする。また、受託者は、本業務の実施に先立ち、日程及び具体の実施内容についての調整を行うため、委託者と事前の打ち合わせを行うこととする。